

# 緑豊かな道路環境づくりを目指して

## ～「街路樹の維持管理基本方針」の策定、 不法占用物件への取り組み、紀州路クリーン大作戦～

和歌山県県土整備部道路局道路保全課

### 1. 和歌山県の概要

#### (1) 地勢・気象

##### 【面積】

和歌山県は紀伊半島の南西部に位置し、北は大阪府、東は奈良県と三重県、南は熊野灘に接し、西は紀伊水道をはさんで徳島県と向かい合っています。東西約 94 km、南北約 106 km に及び、総面積は約 4,725 km<sup>2</sup> で国土の 1.25% を占めています。

本県は古くから「紀（木）の国」と云われ、面積の大部分は紀伊山脈を中核とする標高 1,000m 前後の山岳地帯で、高野山、那智山など古くから親しまれた山々が多くあります。

- ・ 県土面積 4,725 km<sup>2</sup> (全国 30 位)
- ・ 可住地面積 1,157 km<sup>2</sup> (全国 27 位)
- ・ 山地面積 3,832 km<sup>2</sup> (全国 23 位)

##### 【河川】

河川のほとんどはこれらの諸山々に源を発し、曲折しながら数多くの渓谷を作り、紀伊水道及び太平洋に注いでいます。奈良県・三重県境の大台ヶ原山を源とする紀の川は支流の水を集めて紀伊水道に注いでいますが、その流域は和歌山県で最大の平地となっています。その他、有田川、日高川、日置川等では山間部は急流で、河口付近に平地を形成しています。

##### 【海岸線】

海岸線は、総延長約 651 km に及ぶリアス式海岸で、和歌山市から串本町までの紀州灘と、串本町から新宮市までの熊野灘の 2 つの海岸からなっています。特に県南部の海岸は、黒潮に洗われ景勝に富んでいます。

##### 【気候】

気候は、県北部は日照時間が長く降水量が少ない瀬戸内式気候で、南部は黒潮の影響を受けて温暖な南海気候区に属し、日本有数の多雨地帯です。

#### (2) 人口

平成 27 年の国勢調査による人口は、96 万人余りです。

人口	963,579 人	人口密度	203.9 人/km <sup>2</sup>
男性	453,216 人	就業人口	445,326 人
女性	510,363 人		

## 2. 和歌山県の道路の現況と課題

和歌山県の道路は、大阪府県境から海岸線に沿って南下する近畿自動車道紀勢線を軸とし、一般国道11路線、県道190路線、市町村道30,452路線があります。

このうち県管理は一般国道8路線、主要地方道47路線及び一般県道143路線で、実延長はそれぞれ713km、940km及び960kmで合計2,613kmになります。

県土の約8割が山地部であることなどから道路整備は遅れており、県管理道路の改良率は52%と全国平均の77%や近畿平均の69%と比較すると低い数値になっています。(実延長、改良率は平成29年4月1日現在)

県内の高速道路の供用率は平成29年度末で80%と概ね全国平均に達しましたが、近畿自動車道紀勢線には未だミッシングリンクが存在しています。

関西大環状道路を形成する京奈和自動車道は県内全線が開通したものの、関西経済の活性化には、さらに放射状道路である府県間道路の整備が必要です。

県内主要都市間をつなぐX軸ネットワーク道路が平成24年度に完成し、引き続き川筋ネットワーク道路の整備を進めていますが、南海トラフ巨大地震など大規模災害に備え、幹線道路のさらなる強化と代替性の確保が必要です。

また、県土の約8割が山地部であることから橋梁やトンネル等管理する重要構造物が多く、さらに高度経済成長期に建設された建設後50年を経過する橋梁は約3割、トンネルは約2割にのぼり、進行する老朽化に対し適切な維持管理更新が必要です。



### 3. 「街路樹の維持管理基本方針」の策定

和歌山県では平成27年10月に紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会を開催するにあたり、きれいな道路環境を作り、豊かな緑で大会関係者などの来県者をお迎えしようと、平成27年5月以降、当面の間は街路樹に手を加えるのは必要最小限に抑え、自然に大きく育てることとしました。

それから2年あまりが経ち、街路樹も豊かに育ったことから、今後はこの緑の維持管理をしていくため、「街路樹の維持管理基本方針」の内容について検討を進め、平成30年7月に同方針を策定しました。

この基本方針は、以下の3項目の考え方に基づき定められています。

- ① 街路樹については、道路交通の安全確保はもちろん、樹木の健全な育成を第一に、併せて可能な範囲で並木として区間毎の統一感を形成するための剪定を行う。
- ② 各路線単位等で高木・中低木をまとめて剪定する。これにより管理コストの平準化と低減に繋げていく。
- ③ 熱帯植物・亜熱帯植物（ヤシ・ソテツ等）については、状況を確認のうえ、必要に応じて古葉の除去等を行う。

基本方針の概要は以下のとおりです。

#### 【剪定の頻度】

各樹木につき年1回実施。ただし、道路交通の安全確保の観点から必要があれば随時実施。

#### 【剪定の時期】

高木・中低木にかかわらず以下のとおりとする。

- ・常緑樹は夏期（5月～6月）あるいは冬期（9～10月）
- ・落葉樹は冬期（11月～2月）

#### 【剪定の内容】

##### 1) 高木

- ・樹木を健全に育成させるため、混みすぎた不要枝の枝抜剪定を行う。
- ・並木として統一感を形成するため、樹種毎の自然樹形を踏まえつつ弱剪定による整形を行う。  
※路線・樹種毎に自然樹形を考慮した目標管理樹形（樹高・枝張幅）を設定しています。
- ・通行の安全確保、沿道建築物等のクリアランス（1m）確保のため、支障枝及び枯枝等の除去を行う。



けやき大通り（和歌山市）の街路樹



街路樹の剪定の様子

## 2) 中低木

- ・ 通行の安全確保のため、剪定・刈り込みを行う。

## 3) 熱帯植物・亜熱帯植物（ヤシ・ソテツ等）

- ・ 状況を確認のうえ、必要に応じて古葉の除去等を行う。

上記の他、「適時・適切な施肥、灌水及び病害虫の防除」の実施、枯損木等の対応としては、「樹木医等、専門家の意見を聴いたうえで回復を目指し、回復が見込めない場合は伐採し、基本的には同じ樹種を補植する」こと、植栽において「樹種を選定する際には、『和歌山県郷土樹種使用指針』に基づくことを基本とする」等の方針を定めています。

こうした取組みを徹底していくことで、緑豊かな、きれいな道路環境づくりに一層努めていきたいと考えています。

## 4. 不法占用物件への取組みについて

和歌山県では不法占用物件の実態を把握した上でその指導を強化するために、平成29年6月から平成30年2月にかけて、県管理道路上の不法占用物件（固定式物件）についての調査を行い、支柱付きの日除けとそれ以外の日除け及び突出看板に分けて「不法占用物件台帳」を作成しました。併せて、個々の不法占用物件について、その位置図や写真を載せた「不法占用物件個別調書」を作成し、その後の指導に役立てることとしています。

確認された不法占用物件については、現地を所管する建設部が、道路パトロール等の際に撤去等の指導を行い、その経過を「不法占用物件個別調書」に記載していくことで、その後の指導に役立て、撤去等が行われるまで管理を行っていくこととしています。



不法占用されている支柱付きアーケード

また、不法占用物件の確認件数、指導件数、撤去及び占用許可の件数について、四半期ごとに把握し、指導の強化を図っています。これまで多くの不法占用物件（固定式物件）を確認し、指導により約1割の不法占用物件の撤去等が行われました。

なお、のぼりや立て看板等の可動式物件については、確認できればその場で撤去を行うよう指導し、その記録を残していくこととしています。

こうした不法占用物件の撤去等の指導をこれからも根気強く働きかけていく必要がありますが、和歌山県では道路異常等通報システムを平成31年度から導入する予定であり、不法占用物件の指導にも活用していくこととしています。

このシステムでは落石や路肩決壊等の道路の異常に加えて、不法占用物件や不法投棄物件についても県民等から通報していただく予定としており、例えば歩道上に設置された立て看板等、通行の支障になっている不法占用物件について通報をいただくことで、その情報が蓄積され、計画的・効率的な指導に役立てることができるかと期待しています。

## 道路異常等通報システムの導入

道路の破損状況や不法占用状況等に迅速に対応するため、スマートフォン等のGPS機能とカメラ機能を利用し通報できるシステムを導入

### 道路異常等通報システムの概要

#### 【目的】

- 通報システムを導入することで、道路異常等への対応を迅速化する

#### 【通報対象例】

- 道路異常（落石、路肩決壊等）
- 落下物、放置物
- 不法占用物件
- 不法投棄物件

#### 【事業予定】

- 通報システムの導入
- 県民の方々に向けた周知活動



## 5. 紀州路クリーン大作戦について

和歌山県では道路を利用される方が、道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識し、道路を広く、美しく、安全に使用していただくことを目的として、毎年8月を中心に実施している「道路ふれあい月間」の運動の一環として、平成16年度から道路管理者（国・県・市町村）が連携して、地域住民の参加を得て、「紀州路クリーン大作戦」を実施しています。

「紀州路クリーン大作戦」の参加者は、和歌山県内の国道・県道・市町村道等のうち、各市町村があらかじめ指定した区間において除草や清掃活動を行います。



清掃活動実施前の説明の様子

平成 30 年度も和歌山県内の 30 市町村全てにおいて、6 月 13 日から 10 月 20 日までの期間で実施され、のべ 2 万人以上の参加者が清掃活動に汗を流しました。



清掃活動中



清掃後のゴミの集積